

特別養護老人ホーム本郷希望の丘 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑の実会（以下事業者という。）が開設する特別養護老人ホーム本郷希望の丘（以下施設という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム本郷希望の丘
- (2) 所在地 所沢市大字本郷266番地
- (3) ユニット数及びユニットごとの入居定員
 - 一 ユニット数 8ユニット
 - 二 ユニットごとの入居定員 10名

(施設の職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人
医師は、入所者の健康状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 3人以上(常勤換算)

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 24人以上(常勤換算)

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

栄養士又は管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 1人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(9) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等につて、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。

また、排泄、口腔衛生、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して計画的な栄養管理を実施する。

ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、

サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費（ユニット型に限る）

1日 2,300円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費

1日 1,600円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

(3) 預かり金出納管理費 1月 500円

(4) テレビ使用電気代 1日 30円（個室にテレビを持ち込む場合）

(5) おやつ代 1食 100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

〈協力医療機関〉

くわのみ本郷クリニック・・・【所在地】所沢市本郷 268-1 <TEL>04-2946-8890

所沢中央病院・・・【所在地】所沢市くすのき台 3-18-1 <TEL>04-2994-1265

並木病院・・・【所在地】所沢市東狭山ヶ丘 5-275 <TEL>04-2928-1000

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(感染症対策)

第11条 施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 当施設において感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ③ 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(施設における介護事故発生の防止等)

第12条 施設において、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じるものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- ② 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、当該事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故発生のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。
前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(褥瘡防止対策)

第13条 当施設において、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ない場合に行う身体拘束等の手続き)

第15条 当施設においては、原則身体拘束は行わないものとするが、「当該施設入所者(利用者)又は他の利用者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」であり「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限り身体拘束が行える。上記に関しては、本人及び家族の同意を得、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(介護サービス情報の公表)

第16条

- ① 介護サービス情報の公表は、介護保険の基本理念を現実のサービス利用場面において実現することを示すものとする。
- ② 施設は、サービス改善のための自主努力の仕組みなどを自ら公表し、利用者から適切に選ばれるよう努力する。
- ③ 施設は「基本情報」と「調査情報」を公表するものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了承を得るものとする。

(苦情処理)

第18条 指定介護老人福祉施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第19条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1か月以内

(2) 継続研修 年12回

2 従業者は職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

とする。

- 6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人桑の実会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

平成 30 年 7 月 2 日 第 7 条の 1 割の額を 1 割または 2 割の額に変更する。

平成 30 年 7 月 2 日 第 9 条に協力医療機関を追加する。

平成 30 年 7 月 2 日 第 11 条～第 16 条を追加する。

平成 30 年 8 月 1 日 第 7 条の 1 割または 2 割の額に変更するを、利用料のうち各利用者の負担能力に応じた額とするに変更する。

令和 1 年 10 月 1 日 第 7 条 2 (1) 利用者負担第 4 段階 1 日 1,960 円を 2,006 円に変更する。
(2) 食費を追加する。

令和 3 年 8 月 5 日 第 4 条 6 又は管理栄養士を追加する
第 5 条に口腔衛生管理を追加する
第 5 条 (ク) を追加する
第 7 条 (2) 食費利用者第 3 段階 1 日②を追加する。
利用者第 4 段階 1 日 1,445 円に変更する。

第 10 条を追加する。

第 14 条を追加する

令和 4 年 4 月 1 日 第 7 条 (2) 利用者第 4 段階 1 日 1,600 円に変更する。 食費

令和 5 年 5 月 1 日 第 7 条 (2) 利用者第 4 段階 1 日 2,300 円に変更する。 居住費

令和 6 年 3 月 1 日 第 5 条 (キ) 計画的な栄養管理を実施する を追加する。

第 7 条 (1) (2) 負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」) に記載されている負担限度額とする。に変更する。

第 9 条 (キ) 協力医療機関を追加する。

第 10 条 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。 を追加する。

第 12 条 ③ (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)

る。) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 を追加する。

第14条 (1) テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を追加する。

第15条 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。 を追加する。
2 を新設する。

第19条 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。 を追加する。
4 5 6 を新設する。